

環境にやさしい農業拡大推進事業実施要領の別に定める基準

令和4年4月18日
環境保全農業課

本事業は、有機農産物を核とした環境にやさしい農産物の供給拡大による福島県産農林産物の信頼向上を図るため、その費用を助成するものである。

については、本事業を効率的かつ効果的に執行する観点から、下記のとおり一定の基準を定める。

第1 事業実施主体の要件

事業実施主体は、小事業ごとに以下の全てを満たすこと。

1 有機JAS認証等拡大推進事業

(1) 有機JAS認証・福島県特別栽培農産物認証取得支援

ア 農業者、農業者の組織する団体、農業を営む生産農業法人

- ・認証取得対象作物の認証面積が10a以上の農業者等であること。
- ・県内に住所もしくは、事務所を置き、県内に認証申請を行うほ場を有すること。

(2) 有機JAS認証（小分）取得支援

ア 民間団体、農業協同組合、農業者の組織する団体

- ・本県産有機農産物等の取扱高1,000万円以上または県内有機農業者10名以上の有機農産物等を取り扱う県内の事業者であること。
- ・県内に事務所を置き、店舗を有すること。

2 環境にやさしい農産物供給体制の整備

(1) 農業者の組織する団体等

農業者の組織する団体等は、以下のア、イ又はウのいずれかに該当し、併せて以下のエ及びオを同時に満たす団体等とする。

ア 有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号)第2条に定める有機農業に取り組んでいることを栽培履歴、資材証明書の写しをもって確認できる者で、5年以内に有機JAS認証の取得意向がある農業者2戸以上で構成する組織であること。

イ 福島県特別栽培農産物の認証を受けた生産に取り組む、5年以内に有機JAS認証の取得意向がある農業者2戸以上で構成する組織であること。

ウ 知事が特に認める農業者（申請しようとする上記アの有機農業又はイの福島県特別栽培農産物の認証を受けた生産に取り組む農業者等の営農する地域（大字単位）に同様の取り組みを行う他の農業者が存在しない等により組織化が困難な場合）であること。

エ 福島県農林水産業再生総合事業実施要領別記2の1の(2)に定める有機農産物の栽培目標面積が1戸あたり10a以上の農業者等であること。

オ 県内に住所もしくは、事務所を置き、県内に認証申請を行うほ場を有すること。

第2 補助対象費用と上限額、補助率

1 有機JAS認証等拡大推進事業

(1) 有機JAS認証・福島県特別栽培農産物認証取得支援

- ア 対象経費（有機 J A S 認証または福島県特別栽培農産物認証に要した認証手数料）
- ・基本料金、検査員人件費、検査員旅費、有機 J A S または特別栽培農産物認証講習会受講料等、登録認証機関に対して直接支払った経費（登録認証機関による認証に要した経費）に限る。
- イ 対象外の経費
- ・登録認証機関への振込手数料、郵送料、申請書式集代等。
 - ・認証不可の場合であって、不服申立て等により再審査を行ったとき及び認証申請を中止したとき。
 - ・登録認証機関等が開催するセミナー等の受講料等。
- (2) 有機 J A S 認証（小分）取得支援
- ア 対象経費
- ・新規に登録認証機関への認証申請に係る費用及び認証取得に必要な施設の整備にかかる支援。

項目	補助率	上限額
有機 J A S 認証取得支援（新規）	3 / 4 以内	—
福島県特別栽培農産物認証支援（新規）	3 / 4 以内	—
有機 J A S 認証取得支援（継続）	1 / 2 以内	—
新規有機 JAS（小分）申請補助	定額	300,000 円/事業者
新規有機 JAS（小分）施設整備補助	1 / 2 以内	2,000,000 円/事業者

2 環境にやさしい農産物供給体制の整備

(1) 有機農産物等の生産出荷に必要な施設・機械の導入

ア 対象となる施設・機械

対象となる施設・機械（以下「対象機器等」という。）は、実需者のニーズに応えるための品質維持のための簡易な予冷施設（冷凍機能を有するものを含む。）及び有機農産物の供給量確保のための施設、農業機械、とし、当該施設・機械が有する生産性の向上、農産物の品質の向上等の効果の発現を通じて、成果目標の達成に寄与することが認められるものとする。導入機器に関しては、規模決定根拠を整理するとともに、特定の機種を選定を行う必要がある場合には、機種選定理由書により導入機器を設定し、機種決定根拠及び機種選定理由書を添付書類として提出すること。

(2) 対象機器等の利用条件

予冷施設にあつては、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 2（1）に定める利用者が共同利用するものであること。

イ 年間を通じてほぼ安定的に利用できるような、有機農産物の生産・出荷計画を有するものであること。

ウ 有機農産物とその他農産物の利用に同時に供しないこと。

また、農業機械にあつては、2（1）の者が共同利用するものであつて、かつ、機械の能力に応じた利用面積が確保されているものとする。

(3) 留意事項

ア 事業の実施基準

(ア) 自力若しくは他の助成によって実施中の事業または既に完了した事業を本事業に切り替えて実施するものではないこととする。

(イ) 補助対象とする経費は、取組の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、取組の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

(ウ) 補助対象とする農業用機械、施設は、原則として、新品、新築または新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の農業用機械、施設及び資材の有効利用並びに経費の低減等の観点から、増築、改築、併設、修繕等、または古品古材の利用も認めるものとする。この場合の古材古品については、新資材等との一体的な施行及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数(機械単体は2年以上)を有するものとする。

(エ) 導入する機械は、過剰な投資とならないよう、「福島県特定高性能農業機械導入計画」に記載のある機械であるときは、その利用下限面積をおおむね満たすものとする。ただし、地域の実情に照らして、福島県知事が特に必要と認める場合には、別に利用規模の下限面積を定めることができるものとする。

(オ) 園芸用パイプハウスは、基礎のない地中押し込み式で主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分がパイプにより造られている施設とし、補助対象事業費の上限費を4,600円/㎡(設置費含む)とする。また、ハウス附帯設備(かん水装置、内カーテン、環境制御機械・装置、補強等)は、園芸用パイプハウスと一体的に整備する場合のみ補助対象とする。なお、設置するハウスについては、「園芸用施設安全構造基準(暫定基準)」「園芸用鉄骨補助パイプハウス安全構造指針」又は「地中押し込み式パイプハウス安全構造指針」により、地域の立地条件に即した構造耐力を有するものとする。

(カ) 事業実施主体において、事業実施主体の自己負担分の資金が適正に確保されることが確実に見込まなければならない。

イ 導入した農業用機械、施設の管理運営等

(ア) 管理方法

事業実施主体は、農業用機械、施設の管理状況を明確にするため財産管理台帳を作成しなければならない。

(イ) 財産処分の手続き

a 事業実施主体は、導入した農業用機械、施設について処分制限期間内に、当該補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、補助金適正化法第22条に準じた財産処分として、「補助事業等により取得し、又は効果の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。(以下「承認通知」という。))の第3条に規定する財産処分承認申請書の様式に準じた様式により、知事の承認を受けなければならない。

b 取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれ

るときは、その全部又は一部を知事に納付させることがある。

c 災害の報告

事業実施主体が導入した農業用機械、施設が、処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときには、直ちに、知事に報告しなければならない。

項目	補助率	上限額
施設・機械の導入	1 / 2 以内	10,000,000 円/事業